

<資料目録>
<弁護士報酬等の敗訴者負担制度>

(平16・1・15)

1 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

- ① 改め文+理由
- ② 新旧

2 説明資料

- ① 訴訟代理人の報酬に係る費用の性質
- ② 制度の概要
- ③ 費用の負担額の図解

3 用例メモ

4 黒本コピー等

- ① 民事訴訟費用等に関する法律
- ② 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律
(民事訴訟費用等に関する法律の改正部分の新旧・改め文)

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則（第二十九条・第三十条）」を「第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用（第二十八
第五章 雜則（第二十九条・第三十条）

条の三）

に改める。

」

第四条第一項中「価額」の次に「及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎と
されている訴訟の目的の価額」を加える。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用

第二十八条の三 当事者双方が訴訟代理人（弁護士（第二条第十号上欄に規定する弁護士を除く。）、司法
書士（司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項各号のいずれにも該当する司法書士に
限る。）又は弁理士（弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第六条に規定する訴訟に関して訴訟代理人

となる弁理士又は同法第六条の二第一項の規定により同法第二条第五項に規定する特定侵害訴訟に関する
訴訟代理人となる弁理士に限る。）に限る。以下この条において同じ。）を選任している訴訟において、
第三項の定めるところにより当事者双方の共同の申立てがあるときは、第二条各号に掲げるもののほか、
その訴訟の当該審級における当該当事者の訴訟代理人の報酬に係る費用は、訴訟費用とし、その額は、訴
訟代理人の数にかかわらず、訴訟の目的の価額に応じて別表第三の定めるところにより算出して得た額と
する。

2 前項の訴訟において民事訴訟法第四十七条第一項「（その例による場合を含む。）」の規定により当該
訴訟に参加した第三者があり、かつ、当該第三者も訴訟代理人を選任している場合において、次項の定め
るところにより当事者の双方又は一方及び当該第三者の共同の申立てがあるときは、第二条各号に掲げる
もののほか、その訴訟の当該審級における当該当事者及び当該第三者の訴訟代理人の報酬に係る費用は、
訴訟費用とし、その額は、前項と同様とする。

3 前二項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあつては、上告状又は上告理由書
の提出の時。次項において同じ。）までに、請求及び当事者を特定して、書面でしなければならない。

4 当事者は、第一項又は第二項の申立てをした場合であつても、当該審級における口頭弁論の終結の時ま

では、共同して、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、その取下げについては、前項の規定を準用する。

5 訴訟代理人は、第一項若しくは第二項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

6 第一項又は第二項の場合において、その訴訟の当該審級において請求又は請求の原因の変更があつた場合には、その訴訟の当該審級における当該当事者の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める訴訟の目的の価額に応じて別表第三の定めるところにより算出して得た額とする。ただし、訴訟の目的の価額の減額のみがあつた場合には、その費用の額は、一律にその減額後の訴訟の目的の価額に応じて別表第三の定めるところにより算出して得た額とする。

一 その変更後にその変更後の請求について更に第一 その変更後の訴訟の目的の価額
項又は第二項の申立てがあつた場合

二 前号に規定する申立てがない場合

その変更前の訴訟の目的の価額

7 第一項又は第二項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後で訴訟代理人が選任される時にされたものに限り、その効力を生ずる。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第二十八条の三関係）

項	上欄	下欄
一 訴訟の目的の価額が百万円までの部分	その価額十万円までごとに 一円	
二 訴訟の目的の価額が百万円を超える五百円までの部分	その価額二十万円までごとに 五千円	
三 訴訟の目的の価額が五百万円を超える千万円までの部分	その価額五十万円までごとに 一万円	
四 訴訟の目的の価額が千万円を超える十億円までの部分	その価額百万円までごとに 三千円	

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件については、この法律による改正後の民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

司法制度改革の一環として、当事者双方の共同の申立てがある場合に弁護士等の訴訟代理人の報酬について敗訴者の負担とする制度の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第三章 (略)	第一章～第三章 (同上)
<u>第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用 (第二十八条の三)</u>	<u>第四章 雜則 (二十九条・第三十条)</u>
<u>第五章 雜則 (二十九条・第三十条)</u>	
附則	附則
(訴訟の目的の価額等)	(訴訟の目的の価額等)
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額及び別表第三において訴訟代理人の報酬に係る費用の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。	第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。
257 (略)	257 (同上)
<u>第四章 訴訟代理人の報酬に係る費用</u>	
(新設)	
第二十八条の三 当事者双方が訴訟代理人（弁護士（第二条第十号上	

欄に規定する弁護士を除く。)、司法書士(司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第二項各号のいずれにも該当する司法書士に限る。)又は弁理士(弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第六条に規定する訴訟に関する訴訟代理人となる弁理士又は同法第六条の二第一項の規定により同法第二条第五項に規定する特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となる弁理士に限る。)に限る。以下この条において同じ。)を選任している訴訟において、第三項の定めるところにより当事者双方の共同の申立てがあるときは、第二条各号に掲げるもののほか、その訴訟の当該審級における当該当事者の訴訟代理人の報酬に係る費用は、訴訟費用とし、その額は、訴訟代理人の数にかかわらず、訴訟の目的の価額に応じて別表第二の定めるところにより算出して得た額とする。

2 前項の訴訟において民事訴訟法第四十七条第一項の規定(「(その例による場合を含む。)」により当該訴訟に参加した第三者があり、かつ、当該第三者も訴訟代理人を選任している場合において、次項の定めるところにより当事者の双方又は一方及び当該第三者の共同の申立てがあるときは、第二条各号に掲げるもののほか、その訴訟の当該審級における当該当事者及び当該第三者の訴訟代理人の報酬に係る費用は、訴訟費用とし、その額は、前項と同様とする。

3 前二項の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時(上告

審にあつては、上告状又は上告理由書の提出の時。次項において同じ。)までに、請求及び当事者を特定して、書面でしなければならない。

4|当事者は、第一項又は第二項の申立てをした場合であつても、当該審級における口頭弁論の終結の時までは、共同して、当該申立てを取り下げる事ができる。この場合において、その取下げについては、前項の規定を準用する。

5|訴訟代理人は、第一項若しくは第二項の申立て又は前項の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

6|第一項又は第二項の場合において、その訴訟の当該審級において請求又は請求の原因の変更があつた場合には、その訴訟の当該審級における当該当事者の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める訴訟の目的の価額に応じて別表第三の定めるところにより算出して得た額とする。ただし、訴訟の目的の価額の減額のみがあつた場合には、その費用の額は、一律にその減額後の訴訟の目的の価額に応じて別表第三の定めるところにより算出して得た額とする。

一 その変更後にその変更後の請求の変更後の訴訟の目的の価額求について更に第一項又は第二項の申立てがあつた場合

二 前号に規定する申立てがない その変更前の訴訟の目的の価額の場合

7 第一項又は第二項の申立てをする旨又はしない旨の合意は、訴訟の係属後で訴訟代理人が選任されている時にされたものに限り、その効力を生ずる。

第五章 雜則

第二十九条、第三十条 (略)

別表第一、第二 (略)

別表第三 (第二十八条の三関係)

第四章 雜則

第二十九条、第三十条 (同上)

別表第一、第二 (同上)

(新設)

項	上欄		下欄
	一 訴訟の目的の価額が百万円ま での部分	その価額十万円まで」とに 一万円	
二 訴訟の目的の価額が百万円を 超え五百万円までの部分	その価額二十万円まで」とに 五千円		
三 訴訟の目的の価額が五百万円	その価額五十万円まで」とに		

四 訴訟の目的の価額が千万円を 超え十億円までの部分	を超え千万円までの部分 に 一円
	その価額百万円まで」とに 三千円

訴訟代理人の報酬に係る費用の性質について

1 制度趣旨

訴訟代理人の報酬に係る費用は、訴訟代理人を選任した場合に通常必要となると思われる必要最低限度の額として訴訟費用とされるものであり、このような位置づけをすることにより、訴えによらずに訴訟費用償還手続きの中で費用を簡易に回収できる点にメリットがある。

2 一定額を法律で定める理由

訴訟代理人への報酬の額は依頼者と訴訟代理人との契約により定まるものであり、その額は千差万別であると考えられる。訴訟代理人の選任が訴訟を遂行する上で必要になっており、訴訟代理人の報酬についてはその一部を訴訟に必要な費用と認めて相手方から回収できるようにするという本制度の趣旨からは、訴訟代理人の報酬に係る費用の額を定めるに当たって、実際に訴訟代理人に支払った又は支払うべき費用の額を斟酌するという考え方もあり得る。しかし、実際に訴訟代理人に支払った又は支払うべき費用を斟酌して敗訴者の負担となる額を定めることは、訴訟費用が訴訟に一般的に必要となる最低限度の額を訴訟費用としていることとの整合性を保つことができず、当事者間の費用負担の公平という訴訟費用の負担原理に反する結果になりかねない。そこで、訴訟代理人に訴訟委任をした場合に、一般的に最低限必要になると思われる額を法律で定め、これを訴訟費用とする制度が合理的である。

なお、訴訟代理人の報酬に係る費用の額を法律で定めるに当たっては、一般に、訴訟代理人の報酬が訴訟の目的の価額に比例して高額化する傾向があることを考慮して、訴額に応じて順次加算するいわゆるスライド制が合理的であると考えられるが、訴訟費用となる訴訟代理人の報酬に係る費用の額が無限度に訴訟の目的の価額に比例して高額化することは、当事者間の費用負担の公平という観点からは問題を生じると考えられるので、一定額までは訴訟の目的の価額に比例して増額させ、一定額に達した後は訴訟の目的の価額にかかわらずその額とするのが合理的であると考えられる。

3 実際に訴訟代理人に支払又は支払うべき額との関係

この法律で定める額が実際に訴訟代理人に支払い又は支払うべき額に満たない場合でも、訴訟費用としてその差額を回収することはできない。

逆に、実際に訴訟代理人に支払い又は支払うべき額が法律で定める額に満たないことがあったとしても、訴訟費用とされるのは法律で定める額であり、実際に訴訟代理人に支払い又は支払うべき額ではない。このような場合に、法律で定める額と実際に訴訟代理人に支払い又は支払うべき額との差額を考慮することとすると、簡易な手続で訴訟に必要となった費用の回収を図るという訴訟費用償還手続の趣旨を没却する結果となり、妥当でないと考えられる。

訴訟代理人の報酬に係る費用の敗訴者負担制度（概要）

1 制度の概要

① 趣旨

訴訟係属後、当事者双方による共同の申立てがあったときは、訴訟代理人の報酬に係る費用を訴訟費用とする。

この制度により、訴訟代理人の報酬を別訴で請求しなくとも、訴訟費用償還手続を通じて回収できる点で、簡易・迅速な費用の回収が可能となる。また、当事者双方による共同の申立て（合意）を要件とすることにより、提訴萎縮的効果を避けつつ、当事者間の不公平を回避することが可能となる。このような面において、本制度は裁判所へのアクセスの拡充につながるものである。

② 制度の対象

ア 訴訟における訴訟代理人への報酬に限る（法第28条の3第1項）

イ 訴訟代理人の範囲（法第28条の3第1項）

当事者が任意に選任した弁護士、司法書士及び弁理士に限る。指定代理人、支配人等の法令により裁判上の行為をすることができる代理人、裁判所の許可による代理人、裁判所の付添命令に従って当事者が選任した代理人及び裁判所の選任命令により選任された代理人を含まない。

ウ 補助参加人の訴訟代理人

補助参加人の訴訟代理人への報酬は対象外とする。

補助参加の場合は訴額を観念できない場合が想定されるため、負担額を設定することが困難であり、民事訴訟法第66条の規定を適用するのになじまない。

③ 要件

ア 当事者双方が訴訟代理人を選任していること（法第28条の3第1項）

訴訟代理人を選任していないときは、訴訟代理人への報酬が生じておらず、これを回収させる理由がない。

一方の当事者のみが訴訟代理人を選任している場合にも本制度の適用を認めると、本人訴訟をしている当事者は、共同の申立てをしても相手方の訴訟代理人の報酬に係る費用を負担するリスクを負うのみであるが、このような制度は費用負担の公平という観点から問題がある。

イ 訴訟係属後に当事者双方が書面で共同の申立てをしたこと（法第28条の3第1項）

本制度の利用をどちらの当事者が主張しているかが裁判所に明らかになることによる裁判所の心証形成への影響を排除するため、本制度を利用する旨の合意が成立した後、裁判所に対して当事者双方が共同の申立てをすることを要件としている。

ウ 共同の申立ての際に特定すべき事項（法第28条の3第1項）

請求及び当事者を特定して、訴訟代理人への報酬の一部を訴訟費用とすることを内容とする。

エ 方式（法第28条の3第3項）

共同の申立ては、当該審級における口頭弁論終結の時までにされることを要する。また、共同の申立ての有無をめぐる紛争を防止するため、書面によることを要することとしている。

オ 独立当事者参加の場合（法第28条の3第2項）

民事訴訟法第47条第1項の規定により訴訟に参加した第三者がある場合（独立当事者参加の場合）、当事者の一方又は双方と当該第三者による共同の申立てがある場合には、共同の申立てをした者の間で訴訟代理人の報酬に係る費用を訴訟費用とする。

④ 共同の申立ての取下げ（法第28条の3第4項）

本制度は敗訴した場合のリスクを増加させる面があるため、いったん共同の申立てをした当事者（独立当事者参加の場合の第三者を含む）が共同で当該申立ての取下げを望む場合には、それを可能にしておく必要がある。取下げの方式等については共同の申立てに準ずる（同項後段）。

⑤ 訴訟代理人が共同の申立てをする場合の特別授權（法第28条の3第5項）

訴訟代理人が特別の授權もなく訴訟代理人の報酬に係る費用についての合意をするのは利益相反の面から問題であり、依頼者と訴訟代理人との間の紛争を誘発する可能性があるので、特別授權事項とする。

⑥ 共同申立てをする旨の合意の効力（法第28条の3第7項）

訴訟係属後、訴訟代理人が選任されている時にされた合意にのみ効力を認める。約款により本制度を利用することが契約の内容となり、実質的に本制度を利用せざるを得ない状況に置かれることを排除する趣旨である。

⑦ 負担額の定め方（法第28条の3第1項、別表第三）

ア 基本的な考え方

民訴費用法の一般原則に則して、訴額に応じて法律で（必要最小限の法定額を）定める。

イ 負担額の上限

負担額の上限（訴額10億円以上は一律に327万円）を定める。

訴訟費用とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の法定額は必要最低限の額としての性質を有するところ、訴訟代理人の報酬は、訴訟の目的の価額が著しく高額である場合には訴訟の目的の価額に比例して増加するとは限らないことから、一定の上限額を設ける必要がある。

ウ 当事者が複数の訴訟代理人を選任しても増額はしない

当事者が複数の訴訟代理人に委任している場合に、勝訴者の複数の訴訟代理人への報酬の総額を敗訴者に負担させるのは、負担の公平の観点から問題がある。

エ 負担額の合意

負担額の合意は認めない。

訴訟費用とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の額は必要最低限の額であり、これより低い額での合意を認める必要性に乏しく、逆にこれよ

り高額の合意を認めるとすると、訴訟費用としての性質を維持しつつ適正な限度額を設定することが極めて困難である。

オ 訴訟代理人の種類と負担額との関係

訴額に応じた必要最小限の額が法定されるので、弁護士か司法書士・弁理士かで異なる基準を定立する必要はない。

カ 実際に訴訟代理人に支払った（支払うべき）額との関係

訴訟代理人に支払った（支払うべき）額とは関係がない。

訴訟費用とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の額は必要最低限度の額として法定されるものであり、実際に訴訟代理人に支払った（支払うべき）額がこれより低額であることは稀であると考えられる上、当事者は訴訟の目的の価額に応じて訴訟費用とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の額を予測でき、その額を前提として本制度を利用するものと考えられるので、手続を過度に複雑にしてまで、実際に訴訟代理人に支払った（支払うべき）額との調整をする必要性に乏しいと考えられる。

2 訴訟手続上の問題

① 訴えの変更に関する問題

ア 請求の拡張・減縮の場合

(a) 請求の減縮（判例上は訴えの一部取下げ）の場合は、当事者に予想外の費用負担をさせることはないので、従来の合意の効力を認めても問題はなく、減縮後の請求について改めて合意をする必要はない。この場合の訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、減縮後の訴額をもとに算定する（法第28条の3第6項ただし書）。

(b) 請求の拡張の場合は、それによって敗訴した場合の負担額が増加し得るので、拡張部分については改めて合意がされない限り、その部分について訴訟代理人の報酬に係る費用が訴訟費用となることはない（法第28条の3第6項本文、第1号）。従来の合意の効力については、拡張前の請求に関する限度でこれを認める（同項本文、第2号）。

イ 訴えの追加的変更の場合

追加された請求については改めて合意を要する（法第28条の3第6項本文、第1号）。従来の合意の効力については、上記ア(b)と同様。

② 上訴に関する問題

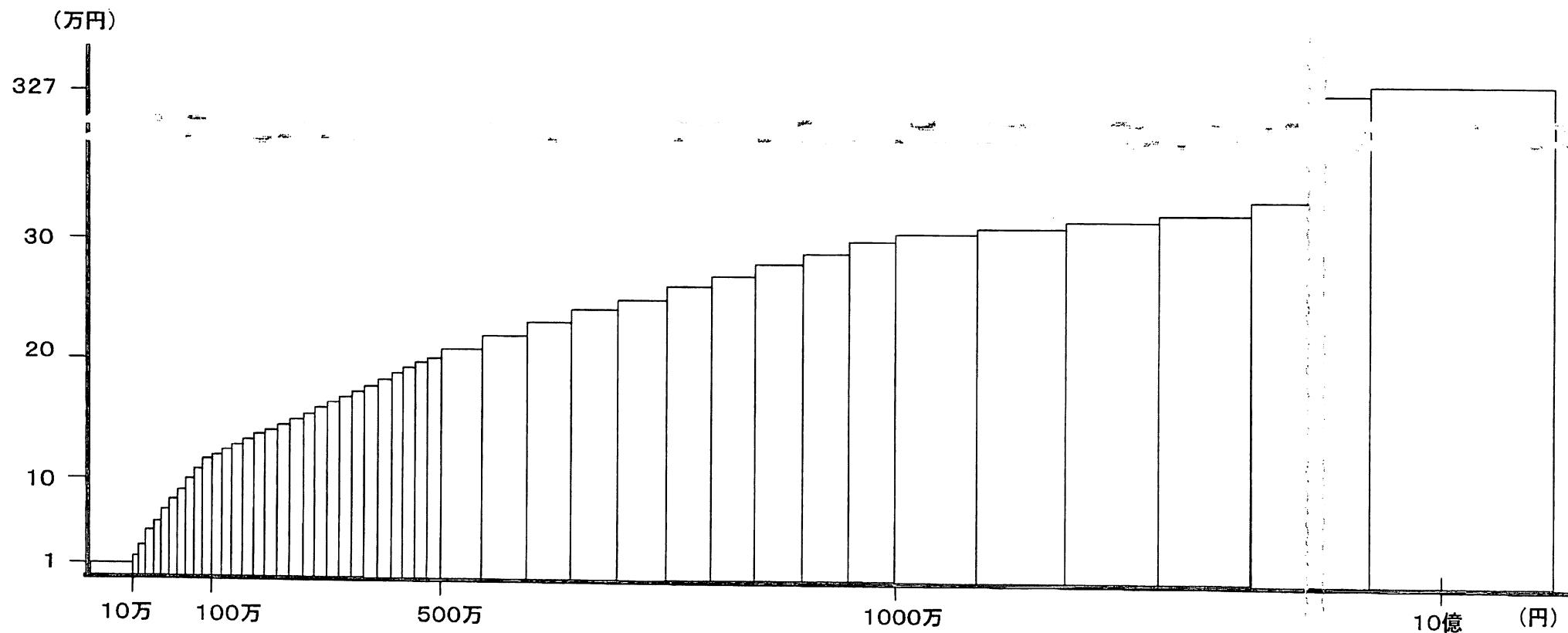
ア 費用の負担関係を簡明にする観点から、審級ごとの合意のみとする。

イ 第一審で合意が成立せず、控訴審又は上告審で初めて合意が成立した場合、第一審（上告審で初めて合意が成立した場合は第一審及び控訴審）の訴訟代理人の報酬に係る報酬についての取扱いについては、上訴審でさかのぼって前の審級における訴訟代理人の報酬に係る費用についての合意をすることは認めない。

ウ 上訴審における共同の申立ての手続は、控訴審の場合には第一審と同様であるが、上告審の場合には上告状又は上告理由書の提出の時までに書面を提出することになる（法第28条の3第3項）。

訴訟の目的の価額	訴訟代理人の報酬に係る費用の額
100万円まで	10万円までごとに 10,000円 (10%)
100万円超500万円まで	20万円までごとに 5,000円 (2.5%)
500万円超1,000万円まで	50万円までごとに 10,000円 (2.0%)
1,000万円超10億円まで	100万円までごとに 3,000円 (0.3%)
10億円超	加算しない

訴額	弁護士報酬	手数料	訴額	弁護士報酬	手数料
10万円	1万円	1,000円	5,000万円	42万円	17万円
50万円	5万円	5,000円	1億円	57万円	32万円
100万円	10万円	1万円	10億円	327万円	302万円
500万円	20万円	3万円	20億円	327万円	502万円
1,000万円	30万円	5万円	50億円	327万円	1102万円



民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律（仮称）用例メモ（16.01.15）

＜第4条関係＞

に係る費用

○独立行政法人水資源機構法（平成十四年十二月十八日法律第百八十二号）
(特定施設に係る国の交付金等)

第二十一条 国は、特定施設の新築又は改築に要する費用（特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

2～4 (略)

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）
(納付義務)

第十一条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

- 一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額
 - 二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額
- 2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

- 一 督促手続
- 二 訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続
- 三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

＜第28条の3第1項関係＞

当事者双方

○特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年十二月十七日法律第百五十八号）
(調停委員会が定める調停条項)

第十七条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2～5 (略)

6 第四項の告知が当事者双方にされたときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（独立当事者参加）

第四十七条 訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者は、その訴訟の当事者の双方又は一方を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

2 前項の規定による参加の申出は、書面でしなければならない。

3 前項の書面は、当事者双方に送達しなければならない。

4 (略)

（訴訟費用額の確定手続）

第七十一条 訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める。

2 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなす。

訴訟代理人を選任

○弁理士法（平成十二年四月二十六日法律第四十九号）

第四十一条 前条に規定するもののほか、特許業務法人は、第五条から第六条の二までの規定により弁理士が処理することができる事務を当該特許業務法人の社員又は使用人である弁理士（第六条の二に規定する事務に関しては、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士に限る。以下「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該特許業務法人は、委託者に、当該特許業務法人の社員等のうちからその補佐人又は訴訟代理人を選任させなければならない。

いずれにも該当する司法書士

○司法書士法（昭和二十五年五月二十二日法律第百九十七号）

（業務）

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行ふことを業とする。

一～五 (略)

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制執行に関する事項については、代理することができない。

- イ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による手続（口に規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ハ 民事訴訟法第二編第三章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- 七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。
- 2 前項第六号及び第七号に規定する業務（以下「簡裁訴訟代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。
- 一 簡裁訴訟代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。
 - 二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。
 - 三 司法書士会の会員であること。
- 3～8 (略)

訴訟代理人となる

- 弁理士法（平成十二年四月二十六日法律第四十九号）
(特定侵害訴訟代理業務試験)

第十五条の二 特定侵害訴訟代理業務試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて経済産業省令で定めるものを修了した弁理士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するため、論文式による筆記の方法により行う。

- 2 第十二条から第十五条までの規定は、特定侵害訴訟代理業務試験について準用する。

- 民事執行法（昭和五十四年三月三十日法律第四号）
(代理人)

第十三条 民事訴訟法第五十四条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、執行裁判所でする手続については、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。

2 執行裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

に限る。) に限る。

○資産の流動化に関する法律 (平成十年六月十五日法律第百五号)
(社員提案権)

第五十六条 第二種特定目的会社の特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済みの優先出資 (議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。) の総口数の百分の一以上に当たる優先出資若しくは三百口以上の優先出資を有する優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の会日から八週間前に、書面をもって一定の事項 (有議決権事項 (当該優先出資社員が議決権を有する事項に限る。) に限る。) を当該社員総会の会議の目的とすべきことを請求することができる。

○障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和三十五年七月二十五日法律第百二十三号)
(障害者職業生活相談員)

第七十九条 事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者 (身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (厚生労働省令で定める者に限る。) に限る。以下この項及び第八十一条において同じ。) である労働者 (重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者を含む。以下この項及び第八十一条において同じ。) を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習 (以下この条において「資格認定講習」という。) を修了したものその他厚生労働省令で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない。

項の定めるところにより

別表の定めるところにより

○阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成七年二月二十日法律第十一号)
(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第十六条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった居住者が、当該居住の用に供することができなくなった日後に租

税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等（同項に規定する居住用家屋の新築又は同項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得にあっては、同日以後初めてするものに限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。）をし、かつ、当該住宅の再取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を平成十一年一月一日から平成十六年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（次項において「居住年」という。）以後六年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の再取得等をした同法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあっては、これらの日。以下この項及び次項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下第三項までにおいて「特例適用年」という。）において当該住宅の再取得等に係る同条第一項に規定する住宅借入金等（以下この条において「再建住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該特例適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、同条及び同法第四十一条の二の規定を適用することができる。

一～三（略）

2、3（略）

4 第一項に規定する居住者が、二以上の住宅の再取得等をし、かつ、これらの住宅の再取得等をした同項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同一の年中に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、同項に規定する選択は、これらの住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額のすべてについてしなければならないものとする。

5、6（略）

○政党助成法（平成六年二月四日法律第五号）

（政党交付金の交付時期等）

第十一条 各政党に対して交付すべき政党交付金は、総務省令で定めるところにより、四月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額の四分の一に相当する額を、七月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の三分の一に相当する額を、十月にそ

の年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額の二分の一に相当する額を、十二月にその年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の額からその年において既に当該政党に対して交付した政党交付金の額を控除した残額を、それぞれ交付する。

- 2 政党は、前項の規定により政党交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、請求書を提出しなければならない。この場合において、政党は、法人格付与法第四条第一項の規定による法人である政党である旨を証する登記簿の謄本又は抄本を添付しなければならない。
- 3 前項の請求書を同項の定めるところにより提出しない政党に対しては、その年分の政党交付金は、交付しない。ただし、その年の十二月の交付時期までに当該請求書の提出があった場合には、当該請求書に係る政党交付金については、総務省令で定めるところにより、交付する。

○文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）
(伝統的建造物群保存地区)

第八十三条の二 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

○道路交通法施行令（昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号）

第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞれについて別表第一の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることとする。

表一～三 (略)

・・・は・・とし、・・額は、・・表の・・額とする。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年一月二十一日政令第十六号）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

共同の申立て

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（裁判所等が定める和解条項）

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

2～5 (略)

○特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年十二月十七日法律第百五十八号）

（調停委員会が定める調停条項）

第十七条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2～6 (略)

当該審級

○刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

第五十一条 檢察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

2 前項の異議の申立は、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。

訴訟費用とする

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（証拠保全の費用）

第二百四十一条 証拠保全に関する費用は、訴訟費用の一部とする。

(訴え提起前の和解)

第二百七十五条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

2 前項の和解が調わない場合において、和解の期日に出頭した当事者双方の申立てがあるときは、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずる。この場合においては、和解の申立てをした者は、その申立てをした時に、訴えを提起したものとみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とする。

3、4 (略)

<第28条の3第2項関係>

(その例による場合を含む。)

○債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年六月十二日法律第百四号）

（破産法 等の適用除外）

第十一条 債権譲渡登記がされている譲渡に係る債権及び前条第一項に規定する質権の設定の登記がされている質権については、破産法（大正十一年法律第七十一号）第百二十条後段（同法第百二十条ノ二及び第百二十一条又は他の法律において準用する場合を含む。）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百四十八条第一項（同条第二項及び同法第二百四十九条第六項において準用する場合を含む。）並びに第二百四十八条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百六十一条第一項（同条第二項及び同法第百六十二条第五項において準用する場合を含む。）、第百六十一条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三百三十四条第一項（同条第二項及び同法第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三百三十四条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する質権によって担保される債権については、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第六十四条（その例による場合を含む。）並びに民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百五十条（他の法律において準用する場合を含む。）及び第百六十四条第一項の規定は、適用しない。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）
(申立ての手数料)

- 第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。
- 2 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十七条第三項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。
- 3 一の判決に対して上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対して民事訴訟法第三百三十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

（説明者の旅費の請求等）

第十九条 民事訴訟法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者、民事訴訟法第百八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼び出を受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

○執行官法（昭和四十一年七月一日法律第百十一号）

（手数料を受ける場合）

第八条 執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受けるものとする。

一 文書の送達

一の二 民事訴訟法第百三十二条の四第一項第四号の处分による物の形状、占有関係その他の現況の調査

二 差押え又は仮差押えの執行

三 民事執行法第百二十五条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による手続に係る事務

四～九（略）

十 民事執行法第百二十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による決定による動産の取上げ

十一 差押え又は仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管している物を執行処分の取消しとして債務者その他これを受け取る権利を有する者に引き渡すこと。

十二 民事執行法第六条第二項 又は第九十六条第二項（これらを準用し、

- 又はその例による場合を含む。)の規定による援助
- 十三～十六 (略)
- 十七 民事執行法第五十五条第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、第六十八条の二第一項、第七十七条第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）又は第一百八十七条第一項（同法第五十五条第一項第二号 又は第三号 に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる場合に限る。）（これらを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による決定により不動産に対する占有を解いて保管し、又は保管のため申立人にその占有を取得させること。
- 十七の二 民事執行法第六十四条の二第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。)の内覧の実施
- 十八～二十二 (略)
- 2 執行官は、前項各号の事務の実施に着手する前であつても、次の各号に掲げる場合においては、当該事務に係る手数料を受ける。
- 一 送達又は前項第一号の二の現況の調査を行うべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由によつて送達又は同号の現況の調査を実施することができなかつたとき。
 - 二 前項第二号から第四号まで、第六号から第十五号まで及び第十七号から第二十一号までに掲げる事務について、最高裁判所の規則で定める当該事務の実施に必要な準備行為をした後において、民事執行法第三十九条第一項若しくは第一百八十三条第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。)に規定する事由又は申立ての取下げその他当事者に存する事由により、その実施を取りやめたとき。

当事者の双方又は一方

- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年七月十一日法律 第百十二号）

（当事者に対する助言及び指導）

第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

- 民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）
(独立当事者参加)

第四十七条 訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者

は、その訴訟の当事者の双方又は一方を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

第二百四十四条 裁判所は、当事者の双方又は一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合において、審理の現状及び当事者の訴訟追行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。ただし、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合には、出頭した相手方の申出があるときに限る。

＜第28条の3第3項関係＞

口頭弁論終結

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）
(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え)

第一百十七条 口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる。ただし、その訴えの提起の日以後に支払期限が到来する定期金に係る部分に限る。

2 前項の訴えは、第一審裁判所の管轄に専属する。

口頭弁論の終結の時まで

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）
(同時審判の申出がある共同訴訟)

第四十一条 共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があったときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

2 前項の申出は、控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

の提出の時

○仲裁法（平成十五年八月一日法律第百三十八号）
(自己の仲裁権限の有無についての判断)

第二十三条 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。）の有無についての判断を示すことができる。

2 仲裁手続において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあってはその後速やかに、その他の場合にあっては本案についての最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までに、

しなければならない。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

3～5 (略)

○証券取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）

第二十七条の二十二の四 前条第一項又は第二項の規定による公表又は通知（以下この条において「公表等」という。）をしなければならない重要事実についての公表等をせず、又は虚偽の公表等をした会社は、公開買付けに応じて上場株券等の売付け等をした者に対し、公表等がされず又は公表等が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該公開買付けに応じて当該上場株券等の売付け等をした者が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知っていたとき。
- 二 当該会社が、当該会社に重要事実が生じており又は公表等の内容が虚偽であることを知らず、かつ、当該公開買付け当時（前条第一項の規定による公表にあつては当該公開買付届出書の提出の時、同条第二項の規定による公表又は通知にあつては当該公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間をいう。次項において同じ。）において相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したとき。

2 (略)

（・・・。次項において同じ）

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（判決確定後の人事に関する訴えの提起の禁止）

第二十五条 人事訴訟の判決（訴えを不適法として却下した判決を除く。次項において同じ。）が確定した後は、原告は、当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

2 人事訴訟の判決が確定した後は、被告は、当該人事訴訟において反訴を提起することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（支障部分の閲覧等の制限）

第十五条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、更生会社（開始前会社及び開始前会

社又は更生会社であった株式会社を含む。以下この条において同じ。)の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分(以下この条において「支障部分」という。)があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び更生会社(管財人又は保全管理人が選任されている場合にあっては、管財人又は保全管理人。次項において同じ。)に限ることができる。

- 一 第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項(第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の許可を得るために裁判所に提出された文書等
- 二 第八十四条第二項の規定による報告又は第一百二十五条第二項に規定する調査若しくは意見陳述に係る文書等
- 2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人(同項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。
- 3～5 (略)

○消費者契約法(平成十二年五月十二日法律第六十一号)

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一～四 (略)
- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
 - 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
 - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

＜第28条の3第4項関係＞

～又は～の〇〇・・・当該〇〇

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年七月十六日法律第百十号）

（保護観察所の長による申立て）

第五十四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

2 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長の申立てをしなければならない。この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。

3 (略)

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）

（履行の勧告）

第三十八条 第三十二条第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による裁判で定められた義務については、当該裁判をした家庭裁判所（上訴裁判所が当該裁判をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所）は、権利者の申出があるときは、その義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

2～4 (略)

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九

十七条第三項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

3 (略)

共同して・・・することができる。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（代理委員）

第一百二十二条 更生債権者等又は株主等は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）

第五条 マンション建替組合（以下「組合」という。）は、マンション建替事業を施行することができる。

2 マンションの区分所有者又はその同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該マンションについてマンション建替事業を施行することができる。

○構造改革特別区域法（平成十四年十二月十八日法律第百八十九号）

（構造改革特別区域計画の認定）

第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに内閣総理大臣の認定を申請することができる。

○犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律（平成十二年五月十九日法律第七十五号）

（民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解）

第四条 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い（当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。）について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに

に、被告人及び被害者等と共同してその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

- 3 前二項の規定による申立ては、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面を提出してしなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

申立てを取り下げることができる。

○会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（更生手続開始の申立ての取下げの制限）

第二十三条 更生手続開始の申立てをした者は、更生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、次条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令又は第三十五条第二項に規定する監督命令があった後は、裁判所の許可を得なければならない。

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（再生手続開始の申立ての取下げの制限）

第三十二条 再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分又は第百九十七条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（裁判所等が定める和解条項）

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

- 2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。
- 3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。
- 4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

○国税通則法（昭和三十七年四月二日法律第六十六号）

（不服申立ての取下げ）

第百十条 不服申立人は、不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、いつでも、書面により当該不服申立てを取り下げることができる。

2 第七十五条第五項（異議決定を経ない審査請求）の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる不服申立ては、取り下げられたものとみなす。

- 一 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 当該審査請求
- 二 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の一部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 その部分についての審査請求
- 三 その他の場合 その決定を経ないで当該審査請求がされた異議申立て

その取下げ

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（被保佐人、被補助人及び法定代理人の訴訟行為の特則）

第三十二条 被保佐人、被補助人（訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授權を要しない。

2 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。

- 一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退
- 二 控訴、上告又は第三百十八条第一項の申立ての取下げ
- 三 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

（訴訟代理権の範囲）

第五十五条 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する訴訟行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

- 2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならぬ。
- 一 反訴の提起
 - 二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退
 - 三 控訴、上告若しくは第三百十八条第一項の申立て又はこれらの取下げ
 - 四 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意
 - 五 代理人の選任
- 3 訴訟代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない訴訟代理人については、この限りでない。
- 4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

○特許法（昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号）
(代理権の範囲)

第九条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

については、・・・の規定を準用する

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第百九号）
(利害関係人の訴訟参加)

第十五条 検察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者（以下「利害関係人」という。）を当該人事訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、裁判所は、被告を補助させるため、決定で、その利害関係人を当該人事訴訟に参加させることができる。

- 2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者及び利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 3 民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した利害関係人については、同法第四十五条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項の利害関係人については、民事訴訟法第四十条第一項から第三項まで（同項については、訴訟手続の中止に関する部分に限る。）の規定を準用する。

5 裁判所は、第一項の決定を取り消すことができる。

第十六条 檢察官を当事者とする人事訴訟において、民事訴訟法第六十一条から第六十六条までの規定によれば検察官が負担すべき訴訟費用は、国庫の負担とする。

2 利害関係人が民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は前条第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した場合における訴訟費用の負担については、同法第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（訟明処分）

第一百五十一条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 当事者本人又はその法定代理人に対し、口頭弁論の期日に出頭することを命ずること。
- 二 口頭弁論の期日において、当事者のため事務を処理し、又は補助する者で裁判所が相当と認めるものに陳述をさせること。
- 三 訴訟書類又は訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するものを提出させること。
- 四 当事者又は第三者の提出した文書その他の物件を裁判所に留め置くこと。
- 五 検証をし、又は鑑定を命ずること。
- 六 調査を嘱託すること。

2 前項に規定する検証、鑑定及び調査の嘱託については、証拠調べに関する規定を準用する。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

（訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（準用）

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

〈第28条の3第5項関係〉

特別の委任を受けなければならない

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（訴訟代理権の範囲）

第五十五条（略）

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならぬ。

一 反訴の提起

二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条（第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による脱退

三 控訴、上告若しくは第三百十八条第一項の申立て又はこれらの取下げ

四 第三百六十条（第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

五 代理人の選任

3、4（略）

○公害紛争処理法（昭和四十五年六月一日法律第百八号）

（代理人）

第二十三条の二

1～3（略）

4 代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならぬ。

一 申請の取下げ

二 調停案の受諾

三 代理人の選任

四 第四十二条の七第一項の規定による代表当事者の選定

○税理士法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号）

（特別の委任を要する事項）

第三十一条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならぬ。

一 不服申立ての取下げ

二 代理人の選任

＜第28条の3第6項関係＞

次に掲げる区分に応じ

○道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一～二 (略)

三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

ロ イに掲げる者以外の者 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習
又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条第二項の規定による講習

四 (略)

2～3 (略)

○酒税法（昭和二十八年二月二十八日法律第六号）

（課税標準及び税率）

第二十二条 酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とし、その税率は、次に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一～十 (略)

2～4 (略)

変更を伴

○建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年四月四日法律第六十九号）
(共用部分の変更)

第十七条 共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議で決する。ただし、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ずることができる。

2 (略)

○自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年六月一日法律第百四十五号）

（保管場所の確保を証する書面の提出等）

第四条 道路運送車両法第四条に規定する処分、同法第十二条に規定する処

分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。）又は同法第十三条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。

2 (略)

一律に

○農業災害補償法（昭和二十二年十二月十五日法律第百八十五号）

附 則（昭和二四年六月八日法律第二〇一号）

1～3 (略)

4 第百六条の規定により主務大臣が定める農作物共済及び蚕繭共済の共済金額の基準額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、最高額と最低額に代えて一律にその額を定めることができる。

5、6 (略)

申立てがあった

申立てがない

会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）

（関係人集会の招集）

第百十四条 裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあった場合には、関係人集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、関係人集会を招集することができる。

- 一 管財人
- 二 第百十七条第二項に規定する更生債権者委員会
- 三 第百十七条第六項に規定する更生担保権者委員会
- 四 第百十七条第七項に規定する株主等委員会
- 五 届出があった更生債権等の全部について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる更生債権等を有する更生債権者等
- 六 更生会社の第十七条第二項第二号に規定する総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

○民事再生法（平成十一年十二月二十二日法律第二百二十五号）

（債権者集会の招集）

第百十四条 裁判所は、再生債務者等若しくは第百十八条第二項に規定する債権者委員会の申立て又は知れている再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる債権を有する再生債権者の申立てがあったときは、債権者集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であっても、裁判所は、相当と認めるときは、債権者集会を招集

することができる。

＜第28条の3第7項関係＞

申立てをしない旨の合意

○仲裁法（平成十五年八月一日法律第百三十八号）

（裁判所により実施する証拠調べ）

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であって仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしない旨の合意がある場合は、この限りでない。

訴訟の係属

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（選定当事者）

第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。

2 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱退する。

3～5 （略）

時にされたもの

特許法（昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号）

（特許出願等に基づく優先権主張）

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一～五 （略）

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項

(同法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第百四条(第六十五条第五項(第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第百二十六条第五項(第十七条の二第五項及び第百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3、4 (略)

○実用新案法(昭和三十四年四月十三日法律第百二十三号)

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

一～五 (略)

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(当該先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考案(当該先の出願が前項若しくは同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は同法第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に相当するものに限る。)に記載された考案を除く。)

についての第三条、第三条の二本文、前条第一項から第三項まで、第十一
条第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、
第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九
条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三
項及び第四項並びに第七十二条、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）
第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法（昭和
三十四年法律第百二十七号）第二十九条並びに第三十三条の二第三項及び
第三十三条の三第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含
む。）の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願
の時にされたものとみなす。

3、4 (略)

に限り、その効力を生ずる

○証券取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）

第二十七条の十一

1～4 (略)

5 公開買付けの撤回等は、第二項の規定により公告をした場合に限り、そ
の効力を生ずる。この場合において、その効力を生ずる時期は、当該公告
を行つた時（同項ただし書の規定により公表及び公告を行つたときにつ
いては、当該公表を行つた時）とする。

○民法（民法第四編第五編）（明治三十一年六月二十一日法律第九号）

第千四十三条 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を
受けたときに限り、その効力を生ずる。

＜別表第三関係＞

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年一月二十一日政令
第十六号）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定め
ることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事
務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に
係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）
は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務
とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事
務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～二十五 (略)		
二十六 建設業法 第二十五条第二	1 建設業法第二十五 条第二項の規定に基	あつせんを求める事項の価額 (価額を算定することができ)

<p>項の規定に基づく建設工事の請負契約に関する紛争に係るあつせん、調停及び仲裁に関する事務</p>	<p>づくあつせん</p>	<p>ないときは、五百万円とみなす。) <u>に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額</u> (あつせんを求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額)</p>
	<p>イ あつせんを求める事項の価額が百万円まで 一万円</p>	
	<p>ロ あつせんを求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一万円までごとに 二十円</p>	
	<p>ハ あつせんを求める事項の価額が五百万円を超え二千五百万円までの部分 その価額一万円までごとに 十五円</p>	
	<p>ニ あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分 その価額一万円までごとに 十円</p>	
<p>2 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく調停</p>	<p>調停を求める事項の価額 (価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。) <u>に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額</u> (調停を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額)</p>	<p>イ 調停を求める事項の価額が百万円まで 二万円</p>

	<p>□ 調停を求める事項の価額が百万円を超える五百円までの部分 その価額一万円までごとに 四十円</p> <p>ハ 調停を求める事項の価額が五百万円を超える一億円までの部分 その価額一万円までごとに 二十五円</p> <p>二 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 十五円</p>
3 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく仲裁	<p>仲裁を求める事項の価額（価額を算定することができないときは、五百万円とみなす。）に応じて、次に定めるところにより算出して得た金額（仲裁を求める事項の価額が増加するときは、増加後の価額に応じて算出して得た額から増加前の価額に応じて算出して得た額を控除した金額）</p> <p>イ 仲裁を求める事項の価額が百万円まで 五万円</p> <p>□ 仲裁を求める事項の価額が百万円を超える五百円までの部分 その価額一万円までごとに 百円</p> <p>ハ 仲裁を求める事項の価額が五百万円を超える一億円までの部分 その価額一万円までごとに 六十円</p> <p>二 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごと</p>

○公害紛争処理法施行令（昭和四十五年八月三十一日政令第二百五十三号）
(手数料)

第十八条 法第四十五条の手数料の額は、別表の上欄の申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。ただし、原因裁定があつた事件につき当該原因裁定がされた後三月以内に当該事件の申請人又は参加人からされた責任裁定の申請又は責任裁定の手続への参加の申立てについては、同表により算出した額から前の原因裁定の申請又は原因裁定の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

- 2 別表において手数料の額の算出の基礎とされている調停、仲裁又は責任裁定を求める事項の価額は、申請又は参加の申立てにより主張する利益によつて算定する。この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、五百万円とする。
- 3 第一項の手数料は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、手数料の額に相当する額の収入印紙をもつて納めなければならない。
- 4 公害等調整委員会規則の規定により調停又は責任裁定を求める事項の価額を増加するときは、公害等調整委員会規則で定めるところにより、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と増加前の申請又は参加の申立てについて納められた手数料の額との差額に相当する額の収入印紙をもつて納めなければならない。

別表 (第十八条関係)

項	上覧	下欄
一	調停の申請	<p>調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 調停を求める事項の価額が百万円まで 千円</p> <p>(二) 調停を求める事項の価額が百万円を超え一千 万円までの部分 その価額一万円までごとに 七円</p> <p>(三) 調停を求める事項の価額が一千万円を超え一 億円までの部分 その価額一万円までごとに 六円</p> <p>(四) 調停を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 五円</p>
二	仲裁の申請	仲裁を求める事項の価額に応じて、次に定めるところに

		<p><u>より算出して得た額</u></p> <p>(一) 仲裁を求める事項の価額が百万円まで 二千円</p> <p>(二) 仲裁を求める事項の価額が百万円を超え一千万 円までの部分 その価額一万円までごとに 二十円</p> <p>(三) 仲裁を求める事項の価額が一千万円を超え一億 円までの部分 その価額一万円までごとに 十五円</p> <p>(四) 仲裁を求める事項の価額が一億円を超える部分 その価額一万円までごとに 十円</p>
三	責任裁定の 申請	<p>責任裁定を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 責任裁定を求める事項の価額が百万円まで 千四百円</p> <p>(二) 責任裁定を求める事項の価額が百万円を超え一 千万円までの部分 その価額一万円までごとに 十三円</p> <p>(三) 責任裁定を求める事項の価額が一千万円を超え 一億円までの部分 その価額一万円までごとに 十円</p> <p>(四) 責任裁定を求める事項の価額が一億円を超える 部分 その価額一万円までごとに 七円</p>
四～六 (略)		

＜附則関係＞

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（再審に関する経過措置）

第二十二条 新法の施行前に再審の訴えの提起又は再審の申立てがあった事
件については、新法第三百四十五条から第三百四十八条までの規定（これ
らの規定を新法において準用する場合を含む。）にかかわらず、なお従前
の例による。

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年四月六日法律第四十号）

附 則（昭和五七年八月二四日法律第八二号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、
なお従前の例による。

○民事訴訟費用等に関する法律

(昭和四十六年四月六日)
法律第四十号)

改正

民事訴訟費用等に関する法律をここに公布する。

卷之三

卷之三

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章 菲律賓經濟政策

第一節 手數料（第三卷—第一卷）

第二節 手数料以外の費用（第十一条—第十三条の二）

第三節 費用の取立て（第十四条—第十七条）

第三章 証人等に対する給付（第十八条—第二十八条の二）

附錄

第一章 總則

趣旨

第一条 民事訴訟手続、民事執行手續、民事保全手續、行政事件訴訟手續、非訴事件手續、家事審判手續その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手續（以下「民事訴訟等」という。）の費用については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(昭五四法五・平元法九一・一部改正)

額

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人を

三六九七

D 「日法七五二七」 ⑯

平成一五年八月一日法律第一三八号
(未施行 三七二〇ページ参照)

いう。以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 次条の規定による手数料

その手数料の額（第九条第三項又は第五項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額）

その費用の額

二 第十一条第一項の費用

その手数料及び費用の額

三 執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の規定による手数料及び費用

証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額

四 当事者等（その法定代理人又は代表者及びこれらに準ずる者を含む。次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

七 前号の書類の提出の費用

提出一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額（外国に居住する当事者が外国から提出した書類については、当該外国からの郵便料金に相当する額）

八 官庁その他の公の団体又は公証人がら第六号の書類の交付を受けるために要する費用の額に交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額

五 代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定

証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額。ただし、当事者等が出頭した場

する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）におけるそれらの額を超えることができない。

九 第六号の訳文の翻訳料	用紙一枚につき最高裁判所が定める額
十 文書又は物（裁判所が取り調べたものに限る。）を裁判所に送付した費用	通常の方法により送付した場合における実費の額
十一 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用	裁判所が相当と認める額
十二 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税	その登録免許税の額
十三 強制執行の申立て若しくは民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十九条の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用	裁判所その他の官庁又は公証人は配当要求のための債務名義の正本の交付、執行文の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十九条の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用
十四 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十七条	公証人に支払うべき手数料及び送達に要する料金の額

十八 第二十八条の二第一項の 同条第二項の規定により算定し

費用 た額

十九 民法（明治二十九年法律 第七号の例により算定した費用 第八十九号）第三百八十二条の額

又は第三百八十五条（同法そ

の他の法令において準用する

場合を含む。）の規定による通

知を書面でした場合の通知の

費用

（昭五四法五・平八法一〇・平一四法一〇〇・一部改正）

第二章 裁判所に納める費用

第一節 手数料

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならぬ。

2 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十七条第三項の規定により和解又は支払督促の申立てをするには、当該申立てを

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の一三の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

3 一の判決に対して上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度にお

いて、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対し民事訴訟法第三百三十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

（平八法一一〇・一部改正）

（訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、九十五万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、九十五万円とみなす。

(昭五七法八二・平八法一〇・一部改正)

(手数料を納めたものとみなす場合)

第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項(第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。)、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九条(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第二百五十八号))第十八条第二項(第十九条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は家事審判法(昭和二十二年法律第二百五十二号)第二十六条第二項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条第二項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立て人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法(平成三年法律第九十号)第十七条第一項、第二項若しくは第五項(第十八条第三項において準用する場合を含む。)、第十八条第一項、第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)又は第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による申立ての手数料について準用する。

(平三法九〇・平八法一〇・平一一法一五八・一部改正)

(手数料未納の申立て)

第六条 手数料を納めなければならない申立てでその納付がないものは、不適法な申立てとする。

(裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料)

第七条 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

(納付の方法)

第八条 手数料は、訴状その他の申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。

(過納手数料の還付等)

第九条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、支払督促の申立ての手数料又は別表第二の上欄に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合の還付は、申立てにより、裁判所書記官が行う。

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額(第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。)から納めるべき手数料の額(同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係

る手数料にあつては、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が三千円に満たないときは、三千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項の規定若しくはこれら規定の例による参加の申出

二 民事調停法による調停の申立て

却下の裁判の確定又は最初にすべき調停の期日の終了前ににおける取下げ

三 借地借家法第四十一条の事件の申立て、同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く）の提起

却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前ににおける取下げ

四 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する借地借家法第四十二条第一項において準用する非訟事件手続法（明治三十一年

原裁判所（抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ。）における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付

法律第十四号）第二十五条规定において準用する民事訴訟法第三百三十条若しくは第三百三十六条第一項の規定による抗告の提起若しくは第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て

4 前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がな

お係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、適用しない。同項第四号に掲げる申立てについて

同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度において、同様とする。

5 支払督促の申立てについて、却下の処分の確定又は支払督促の送達前における取下げがあつた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、第三項の規定に準じて算出した金額の金銭を還付しなければならない。ただし、前項前段に規定する場合は、その限度においては、この限りでない。

6 第一項から第三項まで及び前項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人が

することができる。

7 第一項から第三項まで及び第五項の申立ては、その申立てをす

ることができる事由が生じた日から五年以内にしなければならな

い。

8 第二項又は第五項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に對しては、その告知を受けた日から一週間の不變期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

9 第一項若しくは第三項の申立て又は前項の規定による異議の申立てについてされた決定に對しては、即時抗告することができ

る。

10 第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに第八項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条及び第三十二条の規定は、この限りで

(昭五五法六一・平三法九〇・平八法一一〇・一部改正)

(再使用証明)

第十条 前条第一項から第三項まで及び第五項の申立てにおいて、

第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用することができる旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金

額の金銭の還付を受けたい旨の申立てをしたときは、同項の裁判所は、決定で、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第九項及び第十項の規定は、前項の決定について準用する。

(平八法一一〇・一部改正)

第二節 手数料以外の費用

(納付義務)

第十一条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

(予納義務)

第十二条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判

所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわないことができない。

（郵便切手等による予納）

第十三条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）で予納させることができる。

（平一四法一〇〇・一部改正）

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一條第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

一 督促手続

二 訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続

三 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

（平八法一一〇・追加）

第三節 費用の取立て

（裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等）

第十四条 第十一條第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解若しくは調停によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

（予納がない場合の費用の取立て）

第十五条 前条の費用の取立てについては、第十一條第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあつては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第九項及び第十項の規定は、前項の決定について準用する。

（昭五四法五・平八法一一〇・一部改正）

（訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て）

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に関しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

（平八法一一〇・一部改正）

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第十八条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

(平入法二一〇・一部改正)

(説明者の旅費の請求等)

第十九条 民事訴訟法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者、民事訴訟法第百八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

(昭四七法五二・平元法九一・平八法一一〇・一部改正)

(調査の嘱託をした場合の報酬の支給等)

第二十条 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を嘱託し、報告を求め、又は鑑定を嘱託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命令したときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

2 第十八条第三項の規定は、前項の費用について準用する。

(昭五四法五・一部改正)

(旅費の種類及び額)

第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キ

ロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに

裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

（昭五四法一〇・昭六三法一〇八・一部改正）

（日当の支給基準及び額）

第二十二条 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

（宿泊料の支給基準及び額）

第二十三条 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

（本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）

第二十四条 本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参考して、裁判所が相当と認めるところによ

る。

（旅費等の計算）

第二十五条 旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

（鑑定料の額等）

第二十六条 第十八条第一項又は第二十条第一項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

（請求の期限）

第二十七条 この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてはその完結の日から二月を経過した日までに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から一週間以内に請求した場合に限り、支給する。

（裁判官の権限）

第二十八条 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この章の規定による給付に関し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないと認めるときは、この限

(第三債務者の供託の費用の請求等)
りでない。

第二十八条の二 民事執行法第百五十六条第二項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十
四号)第三十六条の六第一項(これらを準用し、又はその例によ
る場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、供託する

ために要する旅費、日当及び宿泊料(供託所に出頭しないで供託
することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の
費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用)、供託
に要する書類の書記料(その書類が官庁その他の公の団体の作成
に係るものについては、その交付を受けるために要する費用)並
びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求する
ことができる。

2 前項の費用の額は、第二条第四号から第八号までの例により算
定する。

3 第一項の費用は、第二十七条の規定にかかるわらず、供託の事情
の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

4 第一項の費用は、供託金から支給する。
(昭五四法五・追加、昭五五法五〇・一部改正)

第四章 雜則

(郵便切手等の管理)

第二十九条 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に
関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。
2 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法(昭和三十

一年法律第百十三号)に規定する物品管理職員の責任の例によ
る。
3 前二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手等の管理につ
て必要な事項は、最高裁判所が定める。
(平一四法)〇〇・一部改正

(最高裁判所規則)

第三十条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人
等に対する裁判所の給付の実施その他この法律の施行に関する必
要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(昭和四六年法律第四二号で昭和四六年七月一日から施行。ただし、第二
章第一節の規定(第九条第一項の還付に関する部分を除く。)は、同年一〇
月一日から施行)

附 則 (昭和四七年六月三日法律第五二号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲
内において政令で定める日から施行する。

(昭和四七年政令第三三五号で昭和四七年七月一日から施行)

附 則 (昭和五〇年一二月二七日法律第九四号) 抄

(施行期日等)
1 この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際
条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(効力を生ずる日—昭和五一年九月一日)

第十編 民事（民事訴訟費用等に関する法律）

三七〇八（一一四〇）

附 則（昭和五〇年一二月二七日法律第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日）昭和五一年九月一日

附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五号）

（施行期日）

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受けける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

4 この法律の施行後に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用について、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年三月三一日法律第一〇号）

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月一七日法律第五〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月一七日法律第五一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年五月一七日法律第六一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にされた民事訴訟費用等に関する法律第九条第二項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

3 民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五四年法律第五号）附則第二項の規定により同法第四十八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定によるものとされた旧法別表第一の上欄に掲げる申立てに係る手数料の額は、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の三倍の額とする。

附 則（昭和五七年八月二四日法律第八二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二年政令第二八三号で平成三年一月一日から施行)

附 則 (平成三年一〇月四日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成四年政令第二五号で平成四年八月一日から施行)

附 則 (平成四年六月五日法律第七二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成四年政令第二四二号で平成四年一〇月一日から施行)

附 則 (平成八年六月二一日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(平成八年六月二六日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成八年政令第二三一号で平成八年九月一日から施行)

○民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

法律 (平成八法律一一〇) 抄

第十編 民事 (民事訴訟費用等に関する法律)

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十一条 前条の規定の施行前にされた申立てに係る手数料については、なお従前の例による。ただし、旧民訴法第四百十九条ノ二第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告（以下この項において「旧民訴法による抗告」という。）の提起があつた決定又は命令に対し、新民訴法附則第二十条第三項の規定に基づいて新民訴法第三百三十七条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てがあつたときは、旧民訴法による抗告の提起を新民訴法第三百三十六条第一項の規定による抗告の提起とみなして、前条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律第三条第三項後段並びに第九条第三項第四号及び第四項後段の規定を適用する。

2 前条の規定の施行前に告知があつた費用の取立てに係る裁判の効力については、なお従前の例による。

(最高裁判所規則への委任)

第五十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行の際現に裁判所に係属し、又は執行官が取り扱っている事件の処理に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則 (平成八年六月二六日法律第一一〇号)

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一〇年一月一日)

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月一六日法律第一二八号）抄

の項二
附 則（平成一二年一月二九日法律第一一九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（平成一一年一二月一七日法律第一五八号）抄

（施行期日）
附 則（平成一三年四月二三日法律第三一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第二二五号）抄

（施行期日）
附 則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一二年政令第八五号で平成一二年四月一日から施行）
(民法等の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一五年四月一日）
(その他の経過措置の政令への委任)

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合には、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについて

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五五号）抄

（施行期日）
附 則（平成一五年四月一日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の施行の日から施行する。

一から十二まで 略

十三 民事訴訟費用等に関する法律別表第一の十二の項及び十七

別表第一（第三条、第四条関係）（昭五〇法九四・昭五〇法九五・昭五四法五・昭五五法五一・昭五五法六一・平元法九一・平三法九〇・平四法七二・平八法九五・平八法一〇八・平八法一一〇・平一〇法一〇七・平一〇法一二八・平一一法一五八・平一一法一二五・平一二法一二九・平一三法三一・平一四法一五五・一部改正）

項	上欄	下欄
一 訴え（反訴を除く。）の提起		訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額
二 控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）		（一）訴訟の目的の価額が三十万円までの部分 その価額五万円までごとに 五百円 （二）訴訟の目的の価額が三十万円を超え百万円までの部分 その価額五万円までごとに 四百円 （三）訴訟の目的の価額が百万円を超え三百万円までの部分 その価額十万円までごとに 七百円 （四）訴訟の目的の価額が三百万円を超え千万円までの部分 その価額二十万円までごとに 千円 （五）訴訟の目的の価額が千万円を超え一億円までの部分 その価額二十五万円までごとに 千円 （六）訴訟の目的の価額が一億円を超え十億円までの部分 その価額百万円までごとに 三千円 （七）訴訟の目的の価額が十億円を超える部分 その価額五百万円までごとに 一万円
三 上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。）	一の項により算出して得た額の一・五倍の額	一の項により算出して得た額の一・五倍の額

四 請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又 は上告の提起若しくは上告受理の申立て	二の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額
五 請求の変更	二の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額
六 反訴の提起	二の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額
七 民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又 は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第一百三十 八条第一項若しくは第二項の規定による参加の申出	二の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額
八 再審の訴えの提起	二の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額
九 和解の申立て	二の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額

一〇 支払督促の申立て	請求の目的の価額に応じ、一の項により算出して得た額の二分の一の額
<p>一一 不動産の強制競売又は担保権の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行又は競売の申立て（一の二の項イに掲げる申立て及び民事執行法第百五十三条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。）</p> <p>ロ 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て</p> <p>イ 民事執行法第百七十二条第一項又は第百七十二条第一項の強制執行の申立て</p> <p>ロ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て</p> <p>ハ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の申立て</p> <p>二 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十三条第一項の規定による仮処分命令の申請その他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申請</p>	三千円
<p>一二 破産の申立て（債権者がするものに限る。）、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て</p>	<p>一千五百円</p> <p>一万円</p>

一三
借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）

借地借家法第十七条第二項の規定による裁判を求めるときは、借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額を、その他の裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額

(一) 基礎となる額が三十万円までの部分
その額五万円までごとに 二百円

(二) 基礎となる額が三十万円を超える一百万円までの部分
その額十万円までごとに 三百五十円

(三) 基礎となる額が百万円を超える三百万円までの部分
その額十万円までごとに 三百円

(四) 基礎となる額が三百万円を超える千萬円までの部分
その額二十万円までごとに 四百円

(五) 基礎となる額が千萬円を超える一億円までの部分
その額二十五万円までごとに 四百円

(六) 基礎となる額が一億円を超える十億円までの部分
その額百万円までごとに 千二百円

(七) 基礎となる額が十億円を超える部分
その額五百万円までごとに 四千円

一四
民事調停法による調停の申立て

調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額

(一) 調停を求める事項の価額が三十万円までの部分
その価額五万円までごとに 三百円

(二) 調停を求める事項の価額が三十万円を超える一百万円までの

			部分
			その価額五万円までごとに 二百五十円
			(三) 調停を求める事項の価額が百万円を超える三百万円までの部分
			その価額十万円までごとに 四百円
			(四) 調停を求める事項の価額が三百万円を超える千万円までの部分
			その価額二十万円までごとに 四百円
			(五) 調停を求める事項の価額が千万円を超える一億円までの部分
			その価額二十五万円までごとに 四百円
			(六) 調停を求める事項の価額が一億円を超える十億円までの部分
			その価額百万円までごとに 千二百円
			(七) 調停を求める事項の価額が十億円を超える部分
			その価額五百万円までごとに 四千円
		九百円	
		六百円	
一五	家事審判法第九条第一項乙類に掲げる事項についての審判又は同法第十七条に規定する事件についての調停の申立て		
一六	公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律（明治二十三年法律第二十九号）第七百六十四条の規定による公示催告の申立て、同法第七百九十六条の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による申立て、家事審判法第九		

条第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く）

一七

イ 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、

弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て

三百円

事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て

て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項若しくは第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百十七条第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第一百八条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第一百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、同法第一百七十二条第二項の規定による申立て又は同法第一百八十七条の二第一項若しくは第二項の規定による不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て

八 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

ニ 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項又は一三の項に掲げる参加を除く）の申出又は申立て

ホ 破産法第三百六十六条ノ二第一項の規定による免責の申立て若しくは同法第三百六十七条第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第一百四十八条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条第八項の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項の規定による申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て又は家事審判法第十五条の六の規定による申立て

ヘ 執行官の執行処分又はその遅延に対する執行異議の申立て

ト 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイ又はロ

		に掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの
一八 抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て	(1) 一一の二の項、一五の項又は一六の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対するもの	それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額
一九 民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	(2) 一三の項に掲げる申立て（不適法として却下したものを除き、抗告裁判所の裁判を含む。）に対するもの	一三の項により算出して得た額の一・五倍の額
	(3) 民事保全法の規定による保全抗告 (4) (1)から(3)まで以外のもの	一一の二の項に掲げる申立て手数料の額の一・五倍の額

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

第十編 民事（民事訴訟費用等に関する法律）

三七一九・4

別表第二（第七条関係）（昭五〇法九四・昭五四法五・昭五五法六一・平八法一一〇・一部改正）

項	上 欄	下 欄
一	記録の閲覧、謄写又は複製（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）	一件につき百五十円
二	記録の正本、謄本又は抄本の交付	用紙一枚につき百五十円
三	事件に関する事項の証明書の交付	一件につき百五十円（記録の写しについて原本の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、原本十枚までごとに百五十円）
四	執行文の付与	一通につき三百円

加える。

〔次の法律は、この巻の編集時現在未施行〕

○民事訴訟法等の一部を改正する法律（抄）

（平成十五年七月十六日）
法律 第百八八号

附 則（平成一五年七月一六日法律第一〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第十条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「鑑定」の下に「若しくは専門的な知識経験に基づく意見の陳述」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 民事訴訟法第二百三十二条の四第一項第一号の規定により文書（同法第二百三十一条に規定する物件を含む。）の送付を嘱託したときは、請求により、当該文書の写しの作成に必要な費用を支給する。

第二十六条中「第二十条第一項」の下に「若しくは第二項」を

第十編 民事（民事訴訟費用等に関する法律）

○人事訴訟法（抄）

(平成十五年七月十六日)
法律 第百九号)

附則 (平成一五年七月一六日法律第一〇九号) 抄

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第十七条 民事訴訟費用等は関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のよう改定する。

卷之三

別表第一の一七の項ホ中「又^ハ家事審判法第十五条の六の規定による申立て」を「家事審判法第十五条の六の規定による申立て又は人事訴訟法（平成十五年法律第二百九号）第三十九条第一項の規定による申立て」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「以下同じ」を一第四号及び第五号に改め、同条第四号を次のよう改めん。

四 当事者等（当事者若しくは次に掲げる）

代は事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はた旅費、

(1)

その距離を旅行するときには通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする額である。乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

八 宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）のため、現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額。

第二条第五号中「証人に支給する旅費、日当及び宿泊料」を「前号」に、「それらの額」を「旅費、日当及び宿泊料の額として裁判所が相当と認める額」に改め、同条第六号中「書記料」を「作成及び提出の費用」に、「用紙一枚につき」を「事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「第七号の例により算定した費用の」を「交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十四号を第十三号とし、同条第十五号中「第十三号」を「第十二号」に、「書類の書記料（その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用）及びその提出の費用」を「書類で官庁

等の作成に係るものの交付を受けるためには、「第六号から第八号まで」を「第七号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同条第十八号中「同条第二項」を「同項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十九号中「第七号の例により算定した費用の」を「通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料をえた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同号を同条第十八号とする。

第四条第二項及び第七項中「九十五万円」を「百六十万円」に改める。

第八条に次のただし書きを加える。

ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

第九条第三項中「三千円」を「四千円」に改める。

第二十四条中「（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）及び「（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）」を削る。

第二十八条の二第一項中「供託するためには、日当及び宿泊料（供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用

の交付を受けるためには、（書類の書記料及び提出の費用を請求することができる）並びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求することができる」を「次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 供託するためには、（旅費、日当及び宿泊料）

二 供託所に出頭しないで供託することができるときは、（供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用）

第三条 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用

四 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るものに交付するためには、（交付一回につき第二条第七号の例により算定した額）

第二十八条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

〔一〕訴訟の目的の価額が三十万

円までの部分

その価額五万円までごと
に五百円

〔二〕訴訟の目的の価額が三十万
円を超える部分

その価額五万円までの部分
その価額五万円までごと
に四百円

〔三〕訴訟の目的の価額が百万円
を超える部分

その価額十万円までごと
に七百円

〔四〕訴訟の目的の価額が三百万
円を超える部分

その価額十万円までごと
に七百円

〔五〕訴訟の目的の価額が三百万
円を超える部分

その価額二十万円までごと
に七百円

別表第一の一の項中

〔六〕訴訟の目的の価額が三百万
円を超える部分

その価額二十万円までごと
に七百円

〔七〕訴訟の目的の価額が三百万
円を超える部分

その価額二十万円までごと
に七百円

〔八〕訴訟の目的の価額が三百万
円を超える部分

その価額二十万円までごと
に七百円

別表第一の九の項中「千五百円」を「二千円」に改める。
 別表第一の一の一の項中「三千円」を「四千円」に改める。
 別表第一の一の二の項中「千五百円」を「二千円」に改める。

一 二 の 二	再生手続開始の申立て	一 万 円
------------------	------------	-------------

「(一) 基礎となる額が三十万円

までの部分

その額五万円までごと

に 二百円

「(二) 基礎となる額が三十万円

を超える部分

その額十万円までごと

に 三百五十円

「(三) 基礎となる額が百万円を

超え三百万円までの部分

その額十万円までごと

に 三百円

「(四) 基礎となる額が三百万円

を超える部分

その額二十万円までごと

を

五 基礎となる額が千万円を
超え一億円までの部分
ごとに 四百円

六 基礎となる額が一億円を
超え十億円までの部分
ごとに 四百円

七 基礎となる額が十億円を
超える部分
ごとに 四百円

八 基礎となる額が五百萬円まで
その額二十五万円までの部分
ごとに 四百円

九 基礎となる額が四百円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

十 基礎となる額が一千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

十一 基礎となる額が二千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

十二 基礎となる額が三千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

十三 基礎となる額が四千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

十四 基礎となる額が五千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

十五 基礎となる額が六千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

十六 基礎となる額が七千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

十七 基礎となる額が八千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

十八 基礎となる額が九千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

十九 基礎となる額が一万円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

二十 基礎となる額が二万円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

二十一 基礎となる額が三千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

二十二 基礎となる額が四千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

二十三 基礎となる額が五千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

二十四 基礎となる額が六千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

二十五 基礎となる額が七千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

二十六 基礎となる額が八千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

二十七 基礎となる額が九千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

二十八 基礎となる額が一万円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

二十九 基礎となる額が二万円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

三十 基礎となる額が三千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

三十一 基礎となる額が四千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

三十二 基礎となる額が五千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

三十三 基礎となる額が六千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

三十四 基礎となる額が七千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

三十五 基礎となる額が八千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

三十六 基礎となる額が九千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

三十七 基礎となる額が一万円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

三十八 基礎となる額が二万円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

三十九 基礎となる額が三千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

四十 基礎となる額が四千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

四十一 基礎となる額が五千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

四十二 基礎となる額が六千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

四十三 基礎となる額が七千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

四十四 基礎となる額が八千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

四十五 基礎となる額が九千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

四十六 基礎となる額が一万円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

四十七 基礎となる額が二万円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

四十八 基礎となる額が三千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

四十九 基礎となる額が四千円を
超え五百萬円までの部分
ごとに 四百円

別表第一の一三の項中

「(一) 基礎となる額が三十万円

までの部分

その額五万円までごと

を

分

その額百万円までごとに 千二百円

(五) 基礎となる額が十億円を超える五十億円までの部分

その額五百万円までごとに 四千円

(六) 基礎となる額が五十億円を超える部分

その額千万円までごとに 四千円

〔一〕 調停を求める事項の価額

が三十万円までの部分

その価額五万円までご

とに 三百円

(二) 調停を求める事項の価額

が三十万円を超える百万円ま

での部分

その価額五万円までご

とに 二百五十円

(三) 調停を求める事項の価額

が百万円を超える三百万円ま

での部分

その価額十万円までご

とに 四百円

(四) 調停を求める事項の価額

が三百万円を超える千万円ま

での部分

その価額二十万円まで

を

ごとに 四百円

(五) 調停を求める事項の価額

が一億円を超える十億円までの部分

その価額二十五万円までごとに 四百円

その価額五百円までごとに 四千円

〔一〕 調停を求める事項の価額

が十億円を超える部分

その価額五百円までごとに 四千円

〔二〕 調停を求める事項の価額

が百万円を超える五百万円までの部分

その価額十万円までごとに 五百円

〔三〕 調停を求める事項の価額

が百万円を超える五百万円を超える五百

万円までの部分

その価額二十万円までごとに 五百円

〔三〕 調停を求める事項の価額

が五百萬円を超える一千

万円までの部分

その価額五十万円までごとに 千円

別表第一の一四の項中

（四）調停を求める事項の価額が千万円を超え十億円までの部分

その価額百万円までごとに

千二百円

に改める。

別表第一の一九の項中「九百円」を「千五百円」に改める。
附 則（平成一五年七月一五日法律第一二八号）抄

（五）調停を求める事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分

その価額五百円までごとに 四千円

（六）調停を求める事項の価額が五十億円を超える部分

その価額千万円までごとに 四千円

（七）別表第一の一五の項を次のように改める。

一五	家事審判法第九条第一項甲類に掲げ る事項についての審判の申立て	八百円
一五	家事審判法第九条第一項乙類に掲げ る事項についての審判の申立て	千二百円

別表第一の一五の項の次に次のように加える。

（八）別表第一の一六の項中「家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立て」を削り、「六百円」を「千円」に改める。

別表第一の一七の項中「三百円」を「五百円」に改める。
別表第一の一八の項中「一五の項」の下に「一五の二の項」を加え、「六百円」を「千円」に改める。

第三条 第三条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（以下「新費用法」という。）第二条の規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、一部施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 新費用法第二条第四号及び第五号の規定は、当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。）又はその代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。）が一部施行日以後に行う期日への出頭及び一部施行日以後に出発する旅行について適用し、一部施行日前に行つた

期日への出頭及び一部施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(過納手数料の還付に関する経過措置)

第四条 新費用法第九条第三項の規定は、一部施行日以後にされた同項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付について適用し、一部施行日前にされたこれらの申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

(第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置)

第五条 新費用法第二十八条の二の規定は、次項に定めるものを除き、一部施行日以後にされた第三債務者の供託について適用し、一部施行日前にされた第三債務者の供託については、なお従前の例による。

2 新費用法第二十八条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。

(民法等による)

○担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律(抄)

(平成十五年八月一日法律第百三十四号)

附 則 (平成一五年八月一日法律第一三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十一条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十九号中「第三百八十八条又は」を削る。

別表第一の一の項イ中「又は競売」の下に「若しくは収益執行」を加え、同表の一の二の項イ中「又は第百七十二条第一項の強制執行の申立て」を「、第百七十二条第一項若しくは第百九十七条第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て」に改め、同表の一七の項ロ中「第五十五条第一項若しくは第二項」を「第五十五条第一項」に、「売却のための保全処分若しくは同条第五項」に、「又は同法第百八十七条の二第一項若しくは第二項」を「、同法第百八十七条第一項」に改め、「その取消しの申立て」の下に「又は同法第百九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て」を加える。

○仲裁法（抄）

（平成十五年八月一日法律第二百三十八号）
（法律第二百三十八号）抄

附 則（平成十五年八月一日法律第二百三十八号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第十九条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の二の項の次に次のように加える。

八の二	仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）第四十四条第一項又は第四十六条第一項の規定による申立て	四千円
-----	--	-----

別表第一の一六の項中「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」を「公示催告手続ニ関スル法律」に、「同法第七百九十六条の規定による申立て」を「仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この法律の施行の日が司法制度改革のための裁判所法等

の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百三十八号）第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。）の規定の施行の日前である場合には、当該施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律別表第一の八の二の項の規定の適用については、同項中「四千円」とあるのは、「三千円」とする。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

改 正 案	現 行
<p>第三十三条（裁判権） 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。</p> <p>一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）</p> <p>二 (略)</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>第三十三条（裁判権）（同上）</p> <p>一 訴訟の目的の価額が九十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）</p> <p>二 (同上)</p> <p>②・③ (同上)</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）</p> <p>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者が二人以上出頭したときは、</p>	<p>（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）</p> <p>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（同上）</p> <p>四 当事者等（その法定代理人又は代表者及びこれらに準ずる者を含む。次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額</p>
<p>（1） 旅行が本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の</p>	<p>（1） 旅行が本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の</p>

又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての

旅費、日当及び宿泊料)

領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判

料）についての旅費、日当及び宿泊料）

裁判所の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在地とする場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在地との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場合が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払つた交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超える

ことを明らかにする領収書

、乗車券、航空機の搭乗券
の控え等の文書が提出され
たときは、現に支払った交

通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間

のものを含む場合において

、当該旅行が通常の経路及

び方法によるものであると

きは、現に支払った交通費

の額（当該旅行が通常の経

路又は方法によるものでな

いときは、証人に支給する

旅費の例により算定した額

）

口

日当 出頭及びそのための

旅行（通常の経路及び方

法によるものに限る。）

に現に要した日数に応じ

て、最高裁判所が定める

額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額	宿泊料	出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）のために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額
--	-----	--

五 代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）における旅費、日当及び宿泊料の額を算定する。

前号の例により算定した額。ただし、当事者等が出頭した場合における旅費、日当及び宿泊料の額として裁判所が相当と認められる額を超えることができない。

五 代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）における旅費、日当及び宿泊料の額を算定する。

代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭した場合におけるそれらの額を超えることができない。

（一）における旅費、日当及び宿泊料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

（一）における旅費、日当及び宿泊料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料）

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用

事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として最高裁判所が定める額

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の書記料

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

額

七 前号の書類の提出の費用

提出一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額

（削る）

七	官庁その他の公の団体又は公 証人から前号の書類の交付を受 けるために要する費用	当該官庁等に支払うべき手数料 の額に交付一回につき第一種郵 便物の最低料金の二倍の額の範 囲内において最高裁判所が定め る額を加えた額	当該官庁等に支払うべき手数料 の額に交付一回につき第一種郵 便物の最低料金の二倍の額の範 囲内において最高裁判所が定め る額を加えた額	当該官庁等に支払うべき手数料 の額に交付一回につき第一種郵 便物の最低料金の二倍の額の範 囲内において最高裁判所が定め る額を加えた額	当該官庁等に支払うべき手数料 の額に交付一回につき第一種郵 便物の最低料金の二倍の額の範 囲内において最高裁判所が定め る額を加えた額
八	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
九	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十一	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十二	強制執行の申立て若しくは 配当要求のための債務名義の正 本の交付、執行文の付与又は民 事執行法（昭和五十四年法律第 四号）第二十九条の規定により 送達すべき書類の交付を受ける ために要する費用	裁判所その他の官庁又は公証人 に支払うべき手数料の額に交付 又は付与一回につき第一種郵便 物の最低料金の二倍の額に書留 料を加えた額の範囲内において 最高裁判所が定める額を加えた 額	裁判所その他の官庁又は公証人 に支払うべき手数料の額に第七 号の例により算定した費用の額 を加えた額	裁判所その他の官庁又は公証人 に支払うべき手数料の額に第七 号の例により算定した費用の額 を加えた額	裁判所その他の官庁又は公証人 に支払うべき手数料の額に第七 号の例により算定した費用の額 を加えた額
十三	強制執行の申立て若しくは 配当要求のための債務名義の正 本の交付、執行文の付与又は民 事執行法（昭和五十四年法律第 四号）第二十九条の規定により 送達すべき書類の交付を受ける ために要する費用	裁判所その他の官庁又は公証人 に支払うべき手数料の額に第七 号の例により算定した費用の額 を加えた額	裁判所その他の官庁又は公証人 に支払うべき手数料の額に第七 号の例により算定した費用の額 を加えた額	裁判所その他の官庁又は公証人 に支払うべき手数料の額に第七 号の例により算定した費用の額 を加えた額	裁判所その他の官庁又は公証人 に支払うべき手数料の額に第七 号の例により算定した費用の額 を加えた額

める額（外国に居住する当事者が
が外国から提出した書類につい
ては、当該外国からの郵便料金
に相当する額）

十三 (略)	十四 第十二号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類で官庁等の作成に係るものとの交付を受けるために要する費用	第七号の例により算定した費用
十四 (同上)	十五 第十三号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類の書記料 (その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用) 及びその提出の費用	第六号から第八号までの例により算定した費用の額
十五 (同上)	十六 (略)	十七 第二十八条の二第一項の費用
		同項の規定により算定した額
十六 (同上)	十七 (同上)	十八 第二十八条の二第一項の費用
		同項の規定により算定した額
十七 (同上)	十八 第二十八条の二第一項の費用	同条第二項の規定により算定した額
		第七号の例により算定した費用
十八 第二十八条の二第一項の費用	十九 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三百八十一号又は第三百八十五条 (同法その他の法令において準用する場合を含む。) の規定による通知を書面でした場合の通知の費用	第六号から第八号までの例により算定した費用の額
		第七号の例により算定した費用

(訴訟の目的の価額等)

第四条 (略)

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 6 (略)

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とみなす。

(納付の方法)

第八条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(過納手数料の還付等)

第九条 1・2 (略)

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、納め

(訴訟の目的の価額等)

第四条 (同上)

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、九十五万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 6 (同上)

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、九十五万円とみなす。

(納付の方法)

第八条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。

(過納手数料の還付等)

第九条 1・2 (同上)

3 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、納め

られた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料については、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が四千円に満たないときは、四千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一〇四（略）

4
10

（略）

（本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）

第二十四条 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参照して、裁判所が相当と認めるところによる。

（第三債務者の供託の費用の請求等）

第二十八条の二 民事執行法第百五十六条第二項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号

られた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除くものとし、民事訴訟法第九条第一項に規定する合算が行われた場合における数個の請求の一に係る手数料については、各請求の価額に応じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が三千円に満たないときは、三千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一〇四（同上）

4
10

（同上）

（本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額）

第二十四条 本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参照して、裁判所が相当と認めるところによる。

（第三債務者の供託の費用の請求等）

第二十八条の二 民事執行法第百五十六条第二項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号

) 第三十六条の六第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 供託するために要する旅費、 日当及び宿泊料	第二条第四号及び第五号の例に より算定した額
二 供託所に出頭しないで供託する ことができるときは、供託に 要する書類及び供託金の提出の 費用並びに供託書正本の交付を 受けるために要する費用	提出又は交付一回につき第二条 第十八号の例により算定した額
三 供託に要する書類及び供託の 事情の届出の書類の作成の費用	供託又はその事情の届出一件につき最高裁判所が定める額
四 供託の事情の届出の書類の提出 の費用	提出一回につき第二条第十八号 の例により算定した額
五 供託に要する書類で官庁その 他の公の団体の作成に係るもの の交付を受けるために要する費 用	交付一回につき第二条第七号の 例により算定した額

（削る）

（第三十六条の六第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、供託するため必要とする旅費、日当及び宿泊料（供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用）、供託に要する書類の書記料（その書類が官庁その他の公の団体の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用）並びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求することができる。）
前項の費用の額は、第一条第四号から第八号までの例により算定

2| 前項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

3| (略)

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一訴え（反訴を除く。）の提起		
(一)訴訟の目的の価額が百万円までの部分	訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額	
(二)訴訟の目的の価額が百万円を超える五百円までの部分		
分 ごとに 千円		

3| 第一項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

4| (同上)

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一訴え（反訴を除く。）の提起	訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額	
(一)訴訟の目的の価額が三十万円までの部分	訴訟の目的の価額が三十万円までの部分	
(二)訴訟の目的の価額が三十五万円を超える百万円までの部分		
分 ごとに 四百円		

する。

(三)

訴訟の目的の価額が五百

円を超える部分

その価額十万円までの部

ごとに 二千円

(四)

訴訟の目的の価額が三百万円を超える部分

その価額五十万円までの部

ごとに 七百円

その価額百万円までの部

ごとに 三千円

(五)

訴訟の目的の価額が十億円を超える部分

その価額五百萬円までの部

訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分

その価額五百萬円までの部

ごとに 一万円

(六)

訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分

その価額千万円までの部

ごとに 一万円

(七)

訴訟の目的の価額が十億円を超える部分

(六)

訴訟の目的の価額が一億円を超える部分

円を超える部分

その価額百万円までの部

ごとに 三千円

(四)

訴訟の目的の価額が三百万円を超える部分

その価額二十万円までの部

ごとに 千円

(五)

訴訟の目的の価額が一億円を超える部分

その価額二十五万円までの部

ごとに 千円

(三)

訴訟の目的の価額が一百万円を超える部分

その価額十万円までの部

ごとに 七百円

一一 イ 不動産の強制競売又は担保の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行又は競売の申立て（一一の二の項イに掲げる申立て及び民事執行法第百	一〇 (略)	九 和解の申立て	八 再審の訴え の提起		二七 (略)
			(2) 以外の裁判所 に提起するも	(1) 簡易裁判所 に提起するも	
			四千円	二千円	二千円

一一 イ 不動産の強制競売又は担保の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行又は競売の申立て（一一の二の項イに掲げる申立て及び民事執行法第百	一〇 (同上)	九 和解の中立て	八 再審の訴え の提起		二七 (同上)
			(2) 以外の裁判所 に提起するも	(1) 簡易裁判所 に提起するも	
			三千円	一千五百円	一千五百円

円を超える部分

その額五百円まで

ごとに一万円

五十三条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。）	口 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て	イ 民事執行法第百七十二条第一項又は第百七十二条第一項の強制執行の申立て	口 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て	ハ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の申立て	二 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十三条第一項の規定による
二 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十三条第一項の規定による		二千円		二千円	
二 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十三条第一項の規定による	口 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て	イ 民事執行法第百七十二条第一項又は第百七十二条第一項の強制執行の申立て	口 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て	ハ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の申立て	二 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十三条第一項の規定による
二 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十三条第一項の規定による		一千五百円			

			仮処分命令の申請その他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申請
一二	破産の申立て（債権者がするものに限る。）、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て	二万円	破産の申立て（債権者がするものに限る。）、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て
一二の二	再生手続開始の申立て	一円	再生手続開始の申立て、倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て
一三	借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	借地借家法第十七条第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額	借地借家法第十七条第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額
一三の二	(新設)		
一三	借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	借地借家法第十七条第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額	

を、その他の裁判を求めるとき

は借地権の目的である土地

の価額を基礎とし、その額に

応じて、次に定めるところに

より算出して得た額

(一) 基礎となる額が百万円ま

での部分

その額十万円まで」と
に 四百円

(二) 基礎となる額が百万円を

超え五百万円までの部分

その額二十万円まで」と
に 四百円

(三) 基礎となる額が五百万円

を超える部分

その額五十万円まで」と
に 八百円

(四) 基礎となる額が千万円を

超え十億円までの部分

その額百万円まで」と

を、その他の裁判を求めるとき

は借地権の目的である土地

の価額を基礎とし、その額に

応じて、次に定めるところに

より算出して得た額

(一) 基礎となる額が三十万円

までの部分

その額五万円まで」と
に 二百円

(二) 基礎となる額が三十万円

を超える部分

その額十万円まで」と
に 三百五十円

(三) 基礎となる額が百万円を

超え三百万円までの部分

その額十万円まで」と
に 三百円

(四) 基礎となる額が三百万円

を超える部分

その額二十万円までの部分

一四 て		民事調停法による調停の申立	(五) 基礎となる額が十億円を超える五十億円までの部分 その額五百円までごとに四千円	
(一) 調停を求める事項の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに五百円			(六) 基礎となる額が五十億円を超える部分 その額千万円までごとに四千円	
一四 て		民事調停法による調停の申立	(五) 基礎となる額が一億円を超える十億円までの部分 その額百万円までごとに一千二百円	
(一) 調停を求める事項の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに五百円			(六) 基礎となる額が十億円を超える部分 その額五百円までごとに四千円	
一四 て		民事調停法による調停の申立	(五) 基礎となる額が千万円を超える一億円までの部分 その額二十五万円までごとに四百円	
(一) 調停を求める事項の価額が三十万円までの部分 その価額五万円までごとに三百円			(七) 基礎となる額が十億円を超える部分 その額五百円までごとに四千円	

(二) 調停を求める事項の価額 が三十万円を超える百万円までの部分	(二) 調停を求める事項の価額 が三十万円を超える百万円までの部分
その価額二十万円までの ごとに 五百円	その価額五万円までの とに 二百五十円
(三) 調停を求める事項の価額 が五百万円を超える千万円までの部分	(三) 調停を求める事項の価額 が百万円を超える三百万円までの部分
その価額五十万円までの ごとに 千円	その価額十万円までの とに 四百円
(四) 調停を求める事項の価額 が千万円を超える十億円までの部分	(四) 調停を求める事項の価額 が三百万円を超える千万円までの部分
その価額百万円までの とに 千二百円	その価額二十万円までの ごとに 四百円
(五) 調停を求める事項の価額 が十億円を超える五十億円までの部分	(五) 調停を求める事項の価額 が千万円を超える一億円までの部分
その価額五百万円までの ごとに 四千円	その価額二十五万円までの でごとに 四百円

(二) 調停を求める事項の価額 が三十万円を超える百万円までの部分	(二) 調停を求める事項の価額 が三十万円を超える百万円までの部分
その価額五万円までの とに 二百五十円	その価額五万円までの とに 二百五十円
(三) 調停を求める事項の価額 が一百万円を超える三百万円までの部分	(三) 調停を求める事項の価額 が一百万円を超える三百万円までの部分
その価額十万円までの とに 四百円	その価額十万円までの とに 四百円
(四) 調停を求める事項の価額 が三百万円を超える千万円までの部分	(四) 調停を求める事項の価額 が三百万円を超える千万円までの部分
その価額二十万円までの ごとに 四百円	その価額二十万円までの ごとに 四百円
(五) 調停を求める事項の価額 が千万円を超える一億円までの部分	(五) 調停を求める事項の価額 が千万円を超える一億円までの部分
その価額二十五万円までの でごとに 四百円	その価額二十五万円までの でごとに 四百円

(六) 調停を求める事項の価額

が五十億円を超える部分

その価額千万円まで

と四千円

一六	の二 の申立て	一五 に掲げる事項についての審判	一五 家事審判法第九条第一項甲類	
公示催告手続及び仲裁手続二 関スル法律（明治二十三年法 律第二十九号）第七百六十四	家事審判法第九条第一項乙類 に掲げる事項についての審判 又は同法第十七条に規定する 事件についての調停の申立て	千二百円	八百円	

(六) 調停を求める事項の価額

が一億円を超える部分

その価額百万円まで

と一千二百円

一六	(新設)	一五 に掲げる事項についての審判 又は同法第十七条に規定する 事件についての調停の申立て	一五 家事審判法第九条第一項乙類	
公示催告手続及び仲裁手続二 関スル法律（明治二十三年法 律第二十九号）第七百六十四		九百円	四千円	

一七 イ 民事訴訟法の規定による 特別代理人の選任の申立て	<p>条の規定による公示催告の申立て、同法第七百九十六条の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p>
五百円	
一七 イ 民事訴訟法の規定による 特別代理人の選任の申立て	<p>条の規定による公示催告の申立て、同法第七百九十六条の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条の規定による申立て、家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p>
三百円	

、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しく

、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しく

は続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

□

執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項若しくは

は続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て

□

執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項若しくは

第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七

第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七

条第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第百八十八条第一項

の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、同法第百七十二条第二項の規定による申立て又は同法第百八十七条の二第一項若しくは第二項の規定による不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条规定による保全執行の停止若しくは執行

条第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第百八十八条第一項

の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、同法第百七十二条第二項の規定による申立て又は同法第百八十七条の二第一項若しくは第二項の規定による不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七条规定による保全執行の停止若しくは執行

処分の取消しを命ずる裁判

を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

二 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定に

処分の取消しを命ずる裁判

を求める申立て、同法第四十二条第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

二 参加（破産法（大正十一年法律第七十一号）、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定に

による参加及び七の項又は一

三の項に掲げる参加を除く

。)の申出又は申立て

ホ 破産法第三百六十六条ノ

二第一項の規定による免責

の申立て若しくは同法第三

百六十七条第一項の規定に

による復権の申立て、民事再

生法第三百四十八条第一項の

規定による担保権消滅の許

可の申立て、行政事件訴訟

法の規定による執行停止決

定の取消しの申立て、労働

組合法（昭和二十四年法律

第一百七十四号）第二十七條

第八項の規定による申立て

、配偶者からの暴力の防止

及び被害者の保護に関する

法律第十六条第三項若しく

は第十七条第一項の規定に

による参加及び七の項又は一

三の項に掲げる参加を除く

。)の申出又は申立て

ホ 破産法第三百六十六条ノ

二第一項の規定による免責

の申立て若しくは同法第三

百六十七条第一項の規定に

による復権の申立て、民事再

生法第三百四十八条第一項の

規定による担保権消滅の許

可の申立て、行政事件訴訟

法の規定による執行停止決

定の取消しの申立て、労働

組合法（昭和二十四年法律

第一百七十四号）第二十七條

第八項の規定による申立て

、配偶者からの暴力の防止

及び被害者の保護に関する

法律第十六条第三項若しく

は第十七条第一項の規定に

一八 訟法第三百 、一五の二の	抗告の提起 (1) 一一の二の 項、一五の項	よる申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て又は家事審判法第十五条の六の規定による申立て へ 執行官の執行処分又はその遅延に対する執行異議の申立て ト 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの
一八 訟法第三百 、一六の項	抗告の提起 (1) 一一の二の 項、一五の項	よる申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て又は家事審判法第十五条の六の規定による申立て へ 執行官の執行処分又はその遅延に対する執行異議の申立て ト 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの
一八 訟法第三百 、一六の項	抗告の提起 (1) 一一の二の 項、一五の項	よる申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て又は家事審判法第十五条の六の規定による申立て へ 執行官の執行処分又はその遅延に対する執行異議の申立て ト 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの
一八 訟法第三百 、一六の項	抗告の提起 (1) 一一の二の 項、一五の項	よる申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七条第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て又は家事審判法第十五条の六の規定による申立て へ 執行官の執行処分又はその遅延に対する執行異議の申立て ト 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの

三十七条第

項又は一六の

二項の規定
による抗告
の許可の申
立て

項に掲げる申
立てについて
の裁判（抗告
裁判所の裁判
を含む。）に
対するもの

の裁判（抗告
裁判所の裁判
を含む。）に
対するもの

(3) 民事保全法 の規定による 保全抗告	一三の項に 掲げる申立て 又は申出につ いての裁判（ 不適法として 却下したもの を除き、抗告 裁判所の裁判 を含む。）に 対するもの	(2) 一三の項に 掲げる申立て 又は申出につ いての裁判（ 不適法として 却下したもの を除き、抗告 裁判所の裁判 を含む。）に 対するもの	一三の項に により算出して得た 額の一・五倍の額
		手数料の額の一・五倍の額	一三の項に により算出して得た 額の一・五倍の額

三十七条第

に掲げる申立
てについての
裁判（抗告裁
判所の裁判を
含む。）に
するもの

二項の規定
による抗告
の許可の申
立て

裁判（抗告裁
判所の裁判を
含む。）に
するもの

(3) 民事保全法 の規定による 保全抗告	一三の項に 掲げる申立て 又は申出につ いての裁判（ 不適法として 却下したもの を除き、抗告 裁判所の裁判 を含む。）に 対するもの	(2) 一三の項に 掲げる申立て 又は申出につ いての裁判（ 不適法として 却下したもの を除き、抗告 裁判所の裁判 を含む。）に 対するもの	一三の項に により算出して得た 額の一・五倍の額
		手数料の額の一・五倍の額	一三の項に により算出して得た 額の一・五倍の額

(4) (1)から(3)まで以外のもの	千円
一九 民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	千五百円

(4) (1)から(3)まで以外のもの	六百円
一九 民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	九百円

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律

目次

第一章 簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備（第一条—第三条）

第二章 民事調停官及び家事調停官の制度の創設（第四条—第六条）

第三章 弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備（第七条・第八条）

附則

第一章 簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備
(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「九十万円」を「百四十万円」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「九十万円」を「百四十万円」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「以下同じ」を「第四号及び第五号を除き、以下同じ」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者宿泊料の額

をいう。以下この号及び次号において同じ。）がイ旅費

口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期（1）旅行が本邦（国家公務員等の旅費に関する

日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権 法律（昭和二十五年法律第二百四号）第二条

者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに 第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同

準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む

最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿 ）をいう。以下同じ。）との間のものを含

まない場合においては、当事者等の普通裁判 泊料）

籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときに通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払つた交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払つた交

通費の額

(2)

旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額）

口 日当 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。

ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

八 宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経

路及び方法によるものに限る。）のために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

第二条第五号中「証人に支給する旅費、日当及び宿泊料」を「前号」に、「それらの額」を「旅費、日当及び宿泊料の額として裁判所が相当と認める額」に改め、同条第六号中「書記料」を「作成及び提出の費用」に、「用紙一枚につき」を「事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「第六号」を「前号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号から第十二号までを一号ずつ繰

り上げ、同条第十三号中「第七号の例により算定した費用の」を「交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十四号を第十三号とし、同条第十五号中「第十三号」を「第十二号」に、「書類の書記料（その書類が官庁等の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用）及びその提出の費用」を「書類で官庁等の作成に係るものに交付を受けるために要する費用」に、「第六号から第八号まで」を「第七号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同条第十八号中「同条第二項」を「同項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十九号中「第七号の例により算定した費用の」を「通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める」に改め、同号を同条第十八号とする。

第四条第二項及び第七項中「九十五万円」を「百六十万円」に改める。

第八条に次のただし書きを加える。

ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

第九条第三項中「三千円」を「四千円」に改める。

第二十四条中「（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）」及び「（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）」を削る

第二十八条の二第一項中「供託するためには、旅費、日当及び宿泊料（供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるためには、その交付を受けるために要する費用）（その書類が官庁その他の公の団体の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用）並びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求することができる」を「次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 供託するためには要する旅費、日当及び宿泊料 第二条第四号及び第五号の例により算定した額

二 供託所に出頭しないで供託することができると 提出又は交付一回につき第二条第十八号の例によ

きは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用
り算定した額

並びに供託書正本の交付を受けるために要する費

用

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類 供託又はその事情の届出一件につき最高裁判所が
の作成の費用 定める額

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用 提出一回につき第二条第十八条号の例により算定し

た額

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作 交付一回につき第二条第七号の例により算定した
成に係るもの交付を受けるために要する費用 額

第二十八条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同
条第四項を同条第三項とする。

「(一) 訴訟の目的の価額が三十万円までの部分

その価額五万円までごとに 五百円

「(二) 訴訟の目的

(一) 訴訟の目的の価額が三十万円を超える万円までの部分 その価額

その価額五万円までごとに 四百円

(二) 訴訟の目的

二十万円までごとに 千円

の価額が五百万円を超える部分

五十万円までごとに 二千円

の価額が千万円を超える部分

百万円までごとに 三千円

の価額が十億円を超える部分

五百万円までごとに 一万円

の価額が五十億円を超える部分

千万円までごとに 一万円

別表第一の八の項中「千五百円」を「二千円」に、「三千円」を「四千円」に改める。

別表第一の九の項中「千五百円」を「二千円」に改める。

別表第一の一の項中「三千円」を「四千円」に改める。

別表第一の一の二の項中「千五百円」を「二千円」に改める。

に改める。

別表第一の一(二)の項中「再生手続開始の申立て」を削り、「一円」を「二円」に改め、同項の次に次のように加える。

一二 の二 再生手続開始の申立て	一円
------------------------	----

- (一) 基礎となる額が三十万円までの部分
その額五万円までごとに 二百円
- (二) 基礎となる額が三十万円を超え百万円までの部分
その額十万円までごとに 三百五十円
- (三) 基礎となる額が百万円を超え三百万円までの部分
その額十万円までごとに 三百円
- (四) 基礎となる額が三百万円を超え千万円までの部分
その額二十万円までごとに 五百円
- (五) 基礎となる額が千万円を超え一億円までの部分
その額二百万円までごとに 四百円
- 別表第一の一(三)の項中
を
(四) 基礎となる額
その額五百
基礎となる額
その額二百万

(五) 基礎となる額 その額二十五万円までごとに 四百円

(六) 基礎となる額が一億円を超えて十億円までの部分 その額五百

その額百万円までごとに 千二百円

(七) 基礎となる額が十億円を超える部分 その額五百

その額五百円までごとに 四千円

一

(五) 基礎となる額 その額二十五万円までごとに 四百円

(六) 基礎となる額 その額五百

その額千円

が百万円までの部分

円までごとに 四百円

が百万円を超えて五百万円までの部分

万円までごとに 四百円

が五百万円を超えて千万円までの部分

万円までごとに 八百円

が千万円を超えて十億円までの部分

に改める。

円までごとに 千二百円

が十億円を超える五十億円までの部分

万円までごとに 四千円

が五十億円を超える部分

円までごとに 四千円

(一) 調停を求める事項の価額が三十万円までの部分

その価額五万円までごとに 三百円

(二) 調停を求める事項の価額が三十万円を超える百万円までの部分

その価額五万円までごとに 二百五十円

(三) 調停を求める事項の価額が百万円を超える百万円までの部分

その価額十万円までごとに 四百円

(四) 調停を求める事項の価額が三百万円を超える千万円までの部分

その価額二十万円までごとに 四百円

(五) 調停を求める事項の価額が千万円を超える一億円までの部分

別表第一の一四の項中

を

(四) 調

(三) 調

(二) 調

(一) 調

その価額二十五万円までごとに 四百円

(六) 調停を求める事項の価額が一億円を超え十億円までの部分

その価額百万円までごとに 千二百円

(七) 調停を求める事項の価額が十億円を超える部分

その価額五百万円までごとに 四千円

停を求める事項の価額が百万円までの部分

その価額十万円までごとに 五百円

停を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分

その価額二十万円までごとに 五百円

停を求める事項の価額が五百万円を超え千万円までの部分

その価額五十万円までごとに 千円

停を求める事項の価額が千万円を超え十億円までの部分

に改める。

(五) 調

(六) 調

」

停を求める事項の価額が十億円を超える五十億円までの部分

その価額五百万円までごとに 四千円

停を求める事項の価額が五十億円を超える部分

その価額千万円までごとに 四千円

別表第一の一五の項を次のように改める。

」

一五 家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判 の申立て	八百円
別表第一の一五の項の次に次のように加える。 一五 家事審判法第九条第一項乙類に掲げる事項についての審判 の二 又は同法第十七条に規定する事件についての調停の申立て	千二百円

別表第一の一六の項中「家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項についての審判の申立て」を削り

、「六百円」を「千円」に改める。

別表第一の一七の項中「三百円」を「五百円」に改める。

別表第一の一八の項中「一五の項」の下に「一五の二の項」を加え、「六百円」を「千円」に改める。

別表第一の一九の項中「九百円」を「千五百円」に改める。

第二章 民事調停官及び家事調停官の制度の創設

（民事調停法の一部改正）

第四条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

「第一章 総則」

目次中「第一章 通則（第一条—第二十三条）」を 第一節 通則（第一条—第二十三条）

第二節 民事調停官（第二十三条の二—第二十

に、「附則（第一条—第十五条）」を「附則」に改める。

（三条の四）

第一章の章名中「通則」を「総則」に改め、同章中第一条の前に次の節名を付する。

第一節 通則